

海賊版の通報、事実の調査・処分への報奨 に関する暫定弁法

2007年9月20日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

公告（2007年第2号）

権利を侵害する海賊版行為の通報と事実の調査・処分を奨励し、海賊版の製造・販売などの活動を厳しく攻撃し、著作権者の合法的権益を保護し、著作権関連産業の秩序ある発展を保障するために、国家著作権局は「海賊版の通報、事実の調査・処分への報奨に関する暫定弁法」を制定し、公布する。本弁法は公布日より施行される。

特にここに公告する。

付属文書：「海賊版の通報、事実の調査・処分への報奨に関する暫定弁法」

国家著作権局
2007年9月20日

海賊版の通報、事実の調査・処分への報奨に関する暫定弁法

第1条 海賊版の通報・取締りを奨励し、海賊版の製造・販売などの権利侵害活動を厳しく打撃し、著作権関連産業の秩序ある発展を保障するため、国の関連法律、法規に基づき、本弁法を制定する。

第2条 国家著作権局は海賊版対策通報センター（以下「通報センター」という）を設立し、重大な海賊版行為を通報及び事実の調査・処分を行った団体及び個人を報奨する関連業務に責任を負う。

通報センターは、フリーダイヤル 12390 及びメールアドレス jubao@ncac.gov.cn を設置し、権利を侵害する海賊版に対する社会の公衆からの通報を受け付ける。

第3条 重大な海賊版行為と案件とは、各クラスの著作権、公安、文化、工商、税関、出版物市場の監督・管理などの部門が、著作権に関する法律、法規及び刑法の著作権侵害罪の関連規定に基づき、事実の調査・処分を行う或いは事実の調査・処分に協力する権利を侵害する海賊版案件を指す。

第4条 重大な海賊版案件を通報した団体と個人（以下「通報者」という）への報奨条件

- (1) 書面、電話、メール或いはその他の方法で海賊版行為を通報した。
- (2) 違法事実、手がかり或いは証拠を提出でき、通報対象が明確、具体的で、案件の事実の調査・処分に要となる役割を果たした。
- (3) 提出された証拠或いは手がかりが、行政機関、司法機関に事前に把握されていない。
- (4) 通報する事実が明らかで、調査結果が事実であり、また著作権に関する法律、法規及び刑法の著作権侵害罪の関連規定に基づき行政処罰を下す、或いは法に基づいて司法機関に移送し、司法機関が受理する。
- (5) 備えるべきその他の条件。

第5条 通報者が提供した違法事実、手がかり或いは証拠などは案件の調査結果との符合程度

に基づき、報奨は以下の3種類に分けられる。

(1) 被通報者に関する詳細な違法事実、海賊版に関する手がかり、或いは関連証拠を提供し、現場の事実調査・処分業務に参加・協力し、通報状況と事実の結論が完全に一致する。

(2) 被通報者に関する一部の違法事実、海賊版に関する手がかり、或いは関連証拠を提供し、事実調査・処分業務に協力し、通報状況と事実の結論が一致する。

(3) 被通報者に関する少量の違法事実、海賊版に関する手がかり、或いは関連証拠を提供し、事実調査・処分業務に直接的な協力をせず、通報状況と事実の結論が基本的に一致する。

第6条 通報された権利を侵害する海賊版案件の影響程度、或いは押収した違法な財産金額に従い、本弁法第5条が規定する通報類別と結び合わせ報奨金額を確定する。各案件の報奨金額は10万円を上回らない。案件が重大である、全国的に大きな影響がある、或いは案件の金額が巨額な場合は、報奨金額はその制限を受けない。

第7条 同一の違法行為を2名以上の通報者が前後して通報した場合は、先に通報した者のみが報奨を受ける。同一の違法行為を2名以上の通報者が共同で通報した場合は、通報者が自主的に分配の割合を協議し、合意に達しない場合は、均等に分配する。

第8条 重大な権利を侵害する海賊版案件を調査・処分した或いは事実の調査・処分に協力した団体と個人が報奨を受ける条件

(1) 権利を侵害する海賊版案件を調査・処分する過程において、態度が際立っていた者。

(2) 権利を侵害する海賊版案件を調査・処分する過程において、設備、技術、人員或いはその他の援助を自発的に提供し、案件の取締りに重要な役割を果たした者。

(3) 調査・処分した案件に対して著作権に関する法律、法規、規則に基づき、すでに行政処罰を与えた、或いは法に基づき司法機関に移送、受理された場合。

(4) 備えるべきその他の条件。

第9条 権利を侵害する海賊版案件を調査・処分した或いは調査・処分に協力した団体と個人への報奨については、各案件の功労がある団体への報奨は一般に10万円以下、功労がある個人への報奨は一般に1万円以下とする。全国的に重大な影響がある案件についてはこの制限を受けない。

第10条 通報センターは報奨対象及び報奨金額について定期的に審査・確認し、且つ受賞者に報奨金受領を通知する。

第11条 報奨を受ける団体と個人は、報奨の通知を受けた後、団体の有効証明書或いは個人の身分証明書を持ち、速やかに報奨授与の手続きを行うべきである。

第12条 通報センターは通報資料と通報者の情報を厳密に守らなければならない。通報者の許可なしに、通報者の氏名、身分及び居住地などの関連情報を公開してはならず、違反者は法に基づき法律の責任を負う。

第13条 いかなる団体と個人も、通報者に対して報復行為を行ってはならず、違反者は法に基づき法律の責任を負う。

第14条 本弁法の実施は、その他法律、法規における権利を侵害する海賊版の通報と事実の調

査・処分への報奨に関する規定の適用に影響しない。

第 15 条 本弁法は国家著作権局が解釈に責任を負う。

第 16 条 本弁法は公布日から施行する。